



長野県報

12月27日(木)
平成24年
(2012年)
第2433号

目 次

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害者支援課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害者支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（6件）（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	5

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・NPO課）	6
都市計画区域区分の変更案作成のための公聴会の開催（都市計画課）	6
宅地建物取引業法に基づく業務の全部の停止（建築指導課）	7
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	7
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築指導課）	8
一般競争入札（2件）（道路管理課）	9
一般競争入札（河川課）	10
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活環境課）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	12

訓 令

職員の勤務成績評定に関する規程の一部改正（教育総務課）	13
-----------------------------	----

告 示

長野県告示第849号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社グットケア 24	グットケア 24	諏訪市諏訪1丁目6番1号 スワップラザ商業棟3階	平成24年12月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
信州リゾートサービス株式会社	ワールドステイ グラン・池の前	小諸市大字御影新田池ノ上2190番地 3	平成24年12月16日
大心株式会社	リハビリディサービスぽっかぽか芳川	松本市小屋南1丁目14番2号	平成24年12月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社グットケア 24	グットケア 24	諏訪市諏訪1丁目6番1号 スワップザ商業棟3階	平成24年12月16日

(2) 介護予防訪問入浴介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人辰野町社会福祉協議会	辰野町社協指定訪問入浴介護事業所	上伊那郡辰野町大字伊那富2681番地1	平成24年12月16日

(3) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
信州リゾートサービス株式会社	ワールドステイ グラン・池の前	小諸市大字御影新田池ノ上2190番地3	平成24年12月16日
大心株式会社	リハビリディサービスぽっかぽか芳川	松本市小屋南1丁目14番2号	平成24年12月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第850号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
つばめ薬局	松本市新村540-2	平成24年12月1日
ききょう薬局	塩尻市宗賀1295-4	平成24年12月1日
豊丘薬局	松本市寿豊丘1519-5	平成24年12月1日
豊科薬局	安曇野市豊科南穂高2819-1	平成24年12月1日
はくや町ワタキュー薬局	安曇野市穂高984-15	平成24年12月1日
ライオン薬局有限会社	伊那市荒井3481	平成24年12月1日
フォレスト薬局	上田市塩川1362-1	平成24年12月1日
北栗コスモス薬局	松本市島立3818-3	平成24年12月1日
ペセリ薬局	須坂市大字八町字花田1752-6	平成24年12月1日
クオールひがしの薬局	飯田市鈴加町1丁目21番	平成24年12月1日
寺島薬局小諸みかけ店	小諸市御影新田2578-1	平成24年12月1日
寺島薬局千曲稻荷山店	千曲市稻荷山治田町1332	平成24年12月1日
アイセイ薬局伊那店	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9979番地14	平成24年12月1日
クスリのアオキ上田原薬局	上田市神畑字鳥居先135番地	平成24年12月1日
辰野調剤センター薬局病院前	上伊那郡辰野町辰野1463-1	平成24年12月1日

障害者支援課

長野県告示第851号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新した年月日
ヘルシーズみたけ薬局	木曽郡木曽町三岳6497-5	平成24年12月1日

とちの木薬局

クオールまるやま薬局

伊那市長谷非持553-3

飯田市白山町3丁目東3-1

平成24年12月1日

平成24年12月1日

障害者支援課

長野県告示第852号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市戸隠豊岡字平沢6427の口、戸隠原字綾織3749の4、3751、3752の3、3765の1、3766の1、3766の2、3767、3768、3769の2、3782の4から3782の6まで、3783の1、3783の3、3784の1、3784の2、3786、3787の1、3787の2、3789、3790、3793から3796まで、3798から3800まで、3802から3805まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第854号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市美麻字ヘツリ5047の1、5051の1、5149、5150、5152の1、5153、5154の1、5155、5156、5158の1、字上平向5159のイ、5159のロ、5160から5175まで、5176のイ、5176のロ、5176のハ、字堂ノ入5177、5179のイ、5179のロ、5180、5181、5182のイ、5182のロ、5182のハ、5183から5185まで、5186の1、5186のイ、5187から5190まで、5191のイ、5191のロ、5192のイ、5192のロ、5193のイ、5193のロ、5194のイ、5194のロ、5195のイ、5195のロ、5196から5205まで、5206の1、5206のロ、5207のイ、5207のロ、5208、5209のイ、5209のロ、5209のハ、5209のニ、5209のホ、5210から5212まで、5213の1、5213のロ、5214、5215、5216のイ、5216のロ、5216のハ、5217の1、5217のイ、5218、5219のイ、5219のロ、5220、5221、5222のイ、字上平巾5222のロ、5223の2、字上平5241の1、5242のイ、5242のロ、字堂ノ上5243から5245まで、字神ナシ5246から5252まで、5253の1、5253の2、5254、5256から5258まで、字家ノ上5362の1、5362の2、字浦山5363、字蛇窪27009、27010、27012、27013、27014のイ、27014のロ、27038の3、字他所場27015のイ、27015のロ、27015のニ、27015のホ、27037の1、27037の2、字麻畑頭27016、27017のイ、27017のロ、27017のハ、27018のイ、27018のロ、27018のハ、27019のロ、字家ノ下27019のイ、字家ノ前27021のイの1・27021のイの2・字池ノ下27025のイ・27025のロ・字向イ27027・字裏林27028（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、27029、27030の1、字向イロ27047（次の図に示す部分に限る。）、字家下27048の1、27048の2、字うら林27050（次の図に示す部分に限る。）、字うら山27051、字裏山27052のイ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

長野県告示第853号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市湊字薊久保4596、4597、4602の1、4602の2、4603の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第855号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡松川村字南平道3286のロ、3286のニ、3286のト、3286のチ、字青崎3305の1から3305の4まで、3306

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第856号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町読書3102、3155の14

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第857号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下水内郡栄村大字北信字西入4406・4407の1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、4408の1・4409の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4410の1、字東入4412の1、字乗落4508の1、4508の12、4508の14、4508の17、4519の1、4519の3、4521、字袖ヶ原子4510の1、字中尾4517、4518の1、4518の4、4518の7、4518の9、4518の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西入4406・4407の1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、4408の1・4409の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字東入4412の1、字乗落4519の1、4519の3、4521、字中尾4517、4518の1、4518の4、4518の7、4518の9、4518の10

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第858号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字新野747の1、747の2、747の4、747の6から747の9まで、747の14、747の15、字和合1107の9

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字西條868から870まで、871の1、871の4、874の1から874の6まで、902の1、字新野2の3、2の9から2の11まで、2の81、2の82、2の254、2の317(国有林)、2の318、2の322、2の323、字和合786の1、786の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字新野2の3、2の9から2の11まで、2の81、2の82(次の図に示す部分に限る。)、2の254、2の317(国有林)、2の318、2の322、2の323、字和合786の1(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(I) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第859号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木祖村大字小木曾4887の5、4959の1、4959の50から4959の54まで、4959の60、4959の84、4959の90、4959の96から

4959の98まで、4959の102、4959の106から4959の117まで、4960の2、4960の49、4960の50、4960の59、4960の69、4960の121から4960の125まで、4960の131から4960の137まで、4960の139、大字敷原1733の1、1733の4から1733の11まで、1733の22から1733の29まで、1940の1、1942の1、1942の3から1942の15まで、1942の18、1942の20、1942の22、1942の24、1945の14から1945の25まで、1945の27、1945の29、1945の31から1945の34まで、1945の65、1945の67、1945の69、1945の71、1945の73、1945の75、1945の77

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字小木曾4959の54・4959の102・4959の106・4960の49・4960の121・4960の124(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第860号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成24年12月5日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成24年12月27日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
飯田下伊那食肉組合	飯田市中央通り4-31	飯田市白山町2-1 丸三精肉店
		飯田市浜井町3426-1 春日屋精肉店

会計課